

株 主 各 位

東京都文京区小石川四丁目14番12号

共同印刷株式会社

代表取締役
社 長 藤 森 康 彰

第137期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第137期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後6時までに到着するよう、①同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送いただくか、または②当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）により議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時 | 平成29年6月29日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都文京区小石川四丁目14番12号
共同印刷株式会社本社 本館 1階ホール |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1 第137期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2 第137期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 株式併合の件 |
| 第3号議案 | 取締役8名選任の件 |

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kyodoprinting.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.kyodoprinting.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <http://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成29年6月28日（水曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
〔電話〕 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

※機関投資家の皆さまへ：当社は株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への安定的な利益の還元と、今後の経営諸施策を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきます。存じます。

1. 期末配当金に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金4円といたします。

この場合の配当総額は、351,305,544円となります。なお、これにより年間配当金は中間配当金と合わせまして1株につき8円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日といたします。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,900,000,000円

② 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,900,000,000円

第2号議案 株式併合の件

1. 併合の目的

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。また、これと同時に、当社株式の中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を実施いたしたいと存じます。

2. 併合の割合

当社普通株式について10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

36,080,000株

なお、その他手続上、必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

<ご参考> 定款の一部変更

会社法第182条第2項および第195条第1項に基づき、定款一部変更の決議を経ずに、平成29年10月1日付で定款変更が行われます。なお、変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3億6,080万株</u> とする。 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,608万株</u> とする。 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役9名全員が任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ふじもり よしあき 藤森 康彰 (昭和24年 5月20日生)	昭和51年4月 当社入社 平成10年4月 当社法務部長 平成15年4月 当社技術統括本部開発技術本部長兼法務部長 平成16年4月 当社技術統括本部長 平成16年6月 当社取締役技術統括本部長 平成18年6月 当社常務取締役技術統括本部長 平成21年4月 当社常務取締役 平成22年6月 当社専務取締役 平成23年4月 当社専務取締役経理部長 平成23年5月 当社専務取締役 平成25年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る) 担当 技術開発本部、監査室	97,000株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、代表取締役社長としての豊富な経験と知識を持ち、取締役の職務を担うにふさわしい人物であることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	おおさわ はる お 大澤 春雄 (昭和29年 3月7日生)	昭和52年4月 当社入社 平成11年4月 当社第一事業部第一営業本部第二部長 平成15年6月 当社第一事業部第一営業本部長 平成16年4月 当社本社製造事業部プリプレス本部長 平成17年7月 当社第一事業部第一営業本部長 平成18年6月 当社取締役第一事業部長 平成19年4月 当社取締役出版情報事業部長 平成22年4月 当社取締役出版商印戦略企画室長兼SP&ソリューション事業部長 平成23年4月 当社取締役出版商印プロモーション推進本部長兼SP&ソリューション事業部長 平成24年4月 当社取締役SP&ソリューション事業部長 平成25年4月 当社取締役SP&ソリューションセンター室長 平成25年6月 当社常務取締役プロモーションメディア事業本部長 平成28年4月 当社常務取締役情報コミュニケーション事業本部長 平成28年6月 当社取締役常務執行役員情報コミュニケーション事業本部長 (現在に至る)	41,000株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、情報コミュニケーション部門についての豊富な経験と知識を持ち、取締役の職務を担うにふさわしい人物であることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
3	し み ず い ち じ 清水 市司 (昭和29年 1月26日生)	昭和52年4月 当社入社 平成10年4月 当社包装事業部営業第二部長 平成16年4月 当社包装事業部守谷工場長 平成18年6月 当社取締役包装事業部長 平成22年4月 当社取締役L&I事業部長 平成24年6月 当社常務取締役 平成25年4月 当社常務取締役L&I事業本部長 平成28年6月 当社取締役常務執行役員L&I事業本部長 平成29年4月 当社取締役常務執行役員生活・産業資材事業本部長 (現在に至る) 重要な兼職の状況 KYODO PRINTING (VIETNAM) CO. LTD. 会長	52,100株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、生活・産業資材部門についての豊富な経験と知識を持ち、取締役の職務を担うにふさわしい人物であることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
4	い ど かずよし 井戸 一喜 (昭和30年 1月11日生)	昭和54年4月 当社入社 平成14年4月 当社第三事業部営業企画部長 平成16年4月 当社経営管理本部長 平成18年6月 当社取締役経営管理本部長 平成26年6月 当社常務取締役CSR本部長 平成28年6月 当社取締役常務執行役員CSR本部長 (現在に至る) 担当 秘書室 重要な兼職の状況 共同総業(株)代表取締役	43,000株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、経営管理、CSR、人事、資材部門等についての豊富な経験と知識を持ち、取締役の職務を担うにふさわしい人物であることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
5	おおくぼ たかし 大久保 隆司 (昭和30年 12月2日生)	昭和54年4月 (株)第一勧業銀行入行 平成13年1月 同行大須支店長 平成16年5月 (株)みずほ銀行大宮駅前支店長 平成18年1月 同行業務監査部副部長 平成19年10月 当社入社 平成19年11月 当社経理部長 平成20年4月 当社経理部長兼法務部長 平成20年6月 当社取締役経理部長兼法務部長 平成23年4月 当社取締役ビジネスメディア事業部長 平成26年6月 当社常務取締役情報セキュリティ事業本部長 平成28年6月 当社取締役常務執行役員情報セキュリティ事業本部長 (現在に至る)	36,000株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、情報セキュリティ部門についての豊富な経験と知識を持ち、取締役の職務を担うにふさわしい人物であることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	わたなべ ひでのり 渡邊 秀典 (昭和34年 9月3日生)	昭和57年4月 ㈱第一勧業銀行入行 平成18年3月 ㈱みずほコーポレート銀行ALM部米州資金室長 平成21年4月 同行グローバルクレジット投資部長 平成23年4月 当社入社 平成23年5月 当社経理部長 平成23年6月 当社取締役経理部長 平成24年10月 当社取締役法務部長兼経理部長 平成25年4月 当社取締役経理部長 平成26年6月 当社取締役経営管理本部長 平成28年4月 当社取締役経営企画本部長 平成28年6月 当社取締役常務執行役員経営企画本部長 (現在に至る) 担当 生産統括本部	21,000株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、経営企画、法務、経理部門についての豊富な経験と知識を持ち、取締役の職務を担うにふさわしい人物であることから、引き続き取締役候補者いたしました。			
7	たかおか みか 高岡 美佳 (昭和43年 6月19日生)	平成13年4月 大阪市立大学経済研究所助教授 平成14年4月 立教大学経済学部助教授 平成18年4月 立教大学経営学部助教授 平成19年4月 立教大学経営学部准教授 平成21年4月 立教大学経営学部教授(現職) 平成27年6月 当社社外取締役 (現在に至る) 重要な兼職の状況 立教大学経営学部教授 ユニー・ファミリーマートホールディングス㈱社外監査役 ㈱TSIホールディングス社外取締役 ㈱モスフードサービス社外取締役	0株
(社外取締役候補者とした理由) 同氏は、大学教授として経営学等の専門的な知識および見識を持たれており、幅広い視点からの意見は当社にとって貴重であるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。 なお、同氏は過去において社外役員以外の方法で会社経営に携わっておりませんが、上記の理由により社外取締役候補者として適任であると判断いたします。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	ないとう つねお 内藤 常男 (昭和24年 5月17日生)	昭和47年4月 住友商事(株)入社 平成8年1月 (株)エス・シー・エー・タバコ代表取締役専務営業本部長 平成12年4月 住友商事(株)農水産本部嗜好品事業部長 平成12年8月 同社物流保険事業本部物流保険総括部長 平成13年4月 同社物流保険事業本部物流企画営業部長 平成16年4月 同社執行役員物流保険事業本部長 平成18年4月 住商グローバル・ロジスティクス(株)代表取締役社長 平成21年4月 千葉共同サイロ(株)代表取締役社長(平成26年6月まで) 平成28年6月 当社社外取締役 (現在に至る)	0株
(社外取締役候補者とした理由) 同氏は、企業経営における経験で培われた豊富な知識および見識を持たれているため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。			

- (注) 1. 取締役候補者清水市司氏はKYODO PRINTING (VIETNAM) CO. LTD. 会長を兼務しており、同社との間にチューブ容器の製造等の委託等の取引関係があります。
2. 取締役候補者井戸一喜氏は共同総業(株)代表取締役を兼務しており、同社との間に不動産管理等の委託等の取引関係があります。
3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 高岡美佳および内藤常男の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、両氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
5. 高岡美佳氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。また、内藤常男氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
6. 取締役(業務執行取締役等である者を除く)との責任限定契約
当社は高岡美佳および内藤常男の両氏との間で定款第31条の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、法令が定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認可決された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 高岡美佳氏は、平成23年5月より(株)ファミリーマート(現ユニー・ファミリーマートホールディングス(株))の社外監査役に就任し現在に至っておりますが、同社は、平成28年8月25日に公正取引委員会より、下請法に基づく勧告を受けております。同氏は、事前には当該違反行為を認識しておりませんでした。平素から取締役会等において、法令遵守を徹底するよう発言を行っており、また、当該違反行為判明後には、原因究明および再発防止策等に関して助言、意見表明を行うなど、その職責を果たしております。

以上

事業報告（平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、政府の経済対策等により企業収益や雇用環境に改善がみられるなど緩やかな回復傾向が続いた一方、アジアなど新興国経済の減速や米国の新政権発足による政策変更など、海外経済の不透明さに対する先行き懸念もありました。印刷業界におきましては、紙媒体の需要減少や競争激化に伴う受注価格の下落など、厳しい経営環境が続いています。

このような状況の中、共同印刷グループは中期経営方針「強みを活かし事業領域を拡大して利益を創出する」に基づき、グループ一丸となって業績の向上に取り組みました。情報コミュニケーション部門および情報セキュリティ部門からなる情報系事業では、トータルソリューション提案による販促支援サービスや業務支援サービスの受注拡大に努めました。なかでもBPOの受注拡大に向けて営業の提案力および業務設計力の向上を図るとともに、受託体制の強化に向けて川島ソリューションセンターに新棟を建設し生産スペースを拡張しました。生活・産業資材系事業では、軟包装の受注拡大をめざし生産拠点である守谷工場の再編作業に着手するとともに、紙器事業の生産効率向上に向け、日本製紙株式会社と合弁で共同NP Iパッケージ株式会社を設立しました。またASEAN市場でのラミネートチューブの受注拡大をめざし提案活動を推進しました。

利益向上に向けた施策としては、生産設備の再配置や省力化設備の導入による生産効率向上と、業務フローの見直しによる収益力向上に取り組みました。

その結果、当期における売上高は、945億5千3百万円（前期比0.6%減）となり、営業利益は33億4千7百万円（前期比27.5%増）、経常利益は40億9千6百万円（前期比17.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は25億8千9百万円（前期比17.1%増）となりました。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

なお、当期より、従来の「出版商印刷部門」を「情報コミュニケーション部門」に、「ビジネスメディア部門」を「情報セキュリティ部門」にセグメント名称を変更しています。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

情報コミュニケーション部門

出版印刷では、マンガを中心としたコンテンツをデジタル展開するデジタルソリューションを推進するとともに、デジタル印刷機を活用した小ロット印刷の拡大に取り組みました。コミックの電子配信は好調に推移しましたが、定期刊行物と書籍がともに減少したため、売上高は前期を下回りました。

一般商業印刷では、得意先の課題解決につながるトータルソリューションを推進し、顧客分析サービスや、デジタルサイネージ・スマートフォン用アプリなどを組み合わせた販促提案によって、受注拡大をめざしました。販促DMが増加し在庫管理業務などを行うロジスティクスサービスも好調に推移しましたが、情報誌やカタログ、POP、パンフレットが減少したため、売上高は前期を下回りました。

以上の結果、部門全体の売上高は413億4千万円（前期比4.3%減）、営業損失は3千8百万円（前期は営業損失4千1百万円）となりました。

情報セキュリティ部門

情報セキュリティ部門では、マイナンバー制度関連や金融関連、介護・医療分野におけるBPO需要の取り込みをめざし、川島ソリューションセンターの機能を生かした提案活動を推進しました。ICカードや抽選券をはじめとする証券類では、受注拡大に努める一方、生産効率向上に向けた体制作りに取り組みました。

官公庁や金融機関を中心にBPOは増加しましたが、データプリントが前年の大型案件の反動もあって減少したため、ビジネスフォームは減少となりました。証券類は通帳や抽選券の受注増によって増加し、IC乗車券をはじめとするICカードも好調でした。

以上の結果、部門全体での売上高は302億1千7百万円（前期比0.9%増）、営業利益は19億3千5百万円（前期比20.5%減）となりました。

生活・産業資材部門

生活・産業資材部門では、チューブ事業の拡大をめざし、化粧品向けにフルプリント仕様のラミネートチューブを提案するとともに、ベトナムの子会社を拠点としたASEAN市場での拡販に取り組みました。また湯切りフタ材「パーシャルオープン」の受注拡大に努めたほか、フィルム製コンテナ「ハンディキューブ」の提案を進めました。「モイストキャッチ」などの高機能製品については、医薬品包材向けを中心に新規得意先や新規市場の開拓に取り組み、受注拡大を図りました。

歯磨き向けや化粧品向けを中心にチューブが増加し、「パーシャルオープン」や「Tパウチ」の受注増によって軟包装も増加しました。ラップカートンの受注増によって紙器も増加し、産業資材や建材製品も増加となりました。

以上の結果、部門全体での売上高は210億4千8百万円（前期比5.3%増）、営業利益は6億3千万円（前期比155.9%増）となりました。

その他

売上高は物流業務等が堅調に推移したため19億4千6百万円（前期比0.0%減）となり、営業利益は4億9千9百万円（前期比1.2%増）となりました。

セグメント別売上高

セグメント区分 (部門)	前連結会計年度 平成28年3月期		当連結会計年度 平成29年3月期		前連結会計年度 比増減率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
情報コミュニケーション	43,216	45.4	41,340	43.7	△4.3
情報セキュリティ	29,947	31.5	30,217	32.0	0.9
生活・産業資材	19,987	21.0	21,048	22.3	5.3
その他	1,946	2.1	1,946	2.0	△0.0
合計	95,097	100.0	94,553	100.0	△0.6

(2) 設備投資等の状況

① 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の総額は63億4千1百万円となりました。セグメント別の内訳は以下のとおりです。なお、生産の能力に重要な影響を及ぼす設備の除却、売却等はありません。

セグメント区分 (部門)	設備投資額 (百万円)	前連結会計年度比増減率 (%)
情報コミュニケーション	782	△50.4
情報セキュリティ	3,823	67.7
生活・産業資材	1,037	△57.7
その他	159	△18.8
全社(共通)	537	△21.6
合計	6,341	△11.9

また、上記所要資金につきましては、社債および自己資金により賅っています。

② 資金調達の状況

当期において、当社は第6回無担保公募社債50億円の償還資金および設備資金に充てるため、第7回無担保公募社債50億円および第8回無担保公募社債30億円を発行しました。

(3) 対処すべき課題

近年の印刷業界は、電子書籍やインターネット広告などのデジタルメディアが好調に推移する一方、紙媒体の印刷需要が減少する傾向は変わらず、先行きの見極めが困難な状況が続いています。

こうした中、当グループは中期経営方針「強みを活かし事業領域を拡大して利益を創出する」に基づき、市場環境、これまでの事業活動の進捗等を踏まえて戦略の見直しや新たな施策の立案を行い、目標の達成に向けて取り組んでおります。

情報コミュニケーション部門においては、事前設計や進行管理などの業務フローや設備配置を見直すことで利益を確保できる体制を整え、グループの生産設備を生かせる印刷需要の取り込みに引き続き努めてまいります。その一方で、市場の伸長している電子書籍分野に対しては、デジタルコンテンツの配信を中心に対応を一段と強化し、事業拡大を図ります。また、トータルソリューション提案をより一層推し進めるため、企画関連機能を組織統合し効率的・効果的な体制に再編しました。お客さまの課題解決に軸足を置いて事業領域を拡大してまいります。

情報セキュリティ部門においては、増加の見込まれるBPO関連の受託作業に対応するため、川島ソリューションセンターに新棟を建設し生産スペースを拡張しました。設備を増強すると同時に、設計から製造に至るまでの各工程の省力化・省人化や設備の再配置による受託・生産体制の効率化を行い、競争力を強化してまいります。また、多様化するニーズに応えられるよう受託可能な作業の領域を広げながら、より幅広いお客さまへの提案にも積極的に取り組み、さらなる拡販に努めてまいります。

生活・産業資材部門においては、強みを持つ製品の伸長とそれを支える体制の構築に努めます。チューブ製品に関しては、ベトナム子会社も含め国内外の生産能力を強化し、化粧品向けラミネートチューブを中心に受注拡大を進めます。また、利便性に優れた液体包材「ハンディキューブ」をはじめとする軟包装製品にも注力するため、守谷第一工場の新棟建設に着手しました。食品安全に配慮した最新鋭の生産環境を構築し、軟包装製品の拡販を目指します。本年1月には、ラップカートン、ティッシュカートンなどの紙器製品の製造を担う合弁会社共同NP Iパッケージ株式会社を設立しました。早期に安定した大量生産体制を構築し、紙器事業の基盤を強化してまいります。

共同印刷は本年、創業120周年を迎えます。これからも当グループは、付加価値の高い製品やサービスを幅広い業界のお客さまに提供することでグループ全体の収益力を高めてまいります。同時に、法令と企業倫理を遵守し、広く社会や環境との調和を図り企業の社会的責任を積極的に担うことで、あらゆるステークホルダーの皆さまから評価され信頼される企業グループを目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第134期	第135期	第136期	第137期
	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	(当連結会計年度) 平成29年3月期
売上高 (百万円)	94,479	92,483	95,097	94,553
経常利益 (百万円)	2,832	2,517	3,482	4,096
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,592	1,415	2,212	2,589
1株当たり当期純利益 (円)	18.14	16.13	25.20	29.50
総資産 (百万円)	96,004	104,110	105,315	114,581
純資産 (百万円)	51,074	57,012	58,269	63,180
1株当たり純資産 (円)	581.73	649.36	663.66	719.10

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当社はすべての子会社（下記13社）を連結対象にしています。当連結会計年度の総資産は1,145億8千1百万円（前期比8.8%増）、純資産は631億8千万円であります。売上高は945億5千3百万円（前期比0.6%減）、経常利益は40億9千6百万円（前期比17.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は25億8千9百万円（前期比17.1%増）であります。

（平成29年3月31日現在）

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権 比率(%)	主要な事業内容 (セグメント区分)
(株) コスモグラフィック	95	100.0	製版(情報コミュニケーション)
小石川プロセス(株)	10	100.0	製版(情報コミュニケーション)
共同印刷製本(株)	60	100.0	印刷・製本加工 (情報コミュニケーション)
デジタルカタパルト(株)	100	66.7	電子書籍の取次および販売 (情報コミュニケーション)
共同印刷西日本(株)	200	100.0	印刷、データプリント・BPO業務 (情報セキュリティ)
共同エフテック(株)	30	100.0	カード関連BPO(情報セキュリティ)
常磐共同印刷(株)	78	100.0	印刷、チューブ容器の製造 (生活・産業資材)
共同NPIパッケージ(株)	45	65.0	紙器製品の製造(生活・産業資材)
共印商貿(上海)有限公司	百万人民元 6	100.0	包装材料の販売(生活・産業資材)
KYODO PRINTING (VIETNAM) CO. LTD.	百万ベトナムドン 212,460	100.0	チューブ容器の製造(生活・産業資材)
共同物流(株)	70	100.0	梱包・輸送(その他)
共同総業(株)	20	100.0	不動産管理(その他)
共同印刷ビジネスソリューションズ(株)	60	100.0	システム開発(その他)

- (注) 1. 常磐共同印刷(株)については、当社が80.8% (126,000株)、共同総業(株)が19.2% (30,000株)をそれぞれ出資しています。
2. 平成28年4月1日付で共同印刷製本(株)を存続会社とし、共同オフセット(株)を消滅会社とする吸収合併を行いました。
3. 平成29年1月27日に(株)エフテックコーポレーションの発行済株式全数を取得し、連結の範囲に含めるとともに、商号を共同エフテック(株)に変更しています。
4. 平成29年1月27日に日本製紙(株)との合弁会社共同N P I パッケージ(株)を設立し、連結の範囲に含めています。

(6) 主要な事業内容

セグメント区分	主要な製品・事業内容
情報コミュニケーション	週刊誌、月刊誌、季刊誌、単行本、全集、教科書、ポスター、カレンダー、広告宣伝媒体および装飾展示等の企画・制作、電子書籍等
情報セキュリティ	各種ビジネスフォーム、証券類、各種カード、データプリント、BPO等
生活・産業資材	紙器、軟包装用品、各種チューブ、金属印刷、建材用品印刷、電子機器部品、高機能材料等
その他	物流業、不動産管理業等

(7) 主要な営業所および工場等

本 店	東京都文京区小石川四丁目14番12号	
営 業 所	本社営業所	(東京都文京区)
	交通媒体事業部(関西)	(大阪府中央区)
	共同印刷西日本(株)営業第一部	(名古屋市中村区)
	共同印刷西日本(株)営業第二部	(大阪府中央区)
	共印商貿(上海)有限公司	(中華人民共和国上海市)
工 場 等	小石川工場	(東京都文京区)
	五霞工場	(茨城県五霞町)
	越谷工場	(埼玉県越谷市)
	(株)コスモグラフィック 苫小牧工場	(北海道苫小牧市)
	鶴ヶ島工場	(埼玉県鶴ヶ島市)
	川島ソリューションセンター	(埼玉県川島町)
	共同印刷西日本(株)京都工場	(京都府久御山町)
	共同エフテック(株)	(名古屋市区)
	小田原工場	(神奈川県小田原市)
	相模原工場	(神奈川県相模原市)
	和歌山工場	(和歌山県有田川町)
	守谷工場	(茨城県守谷市)
	共同N P I パッケージ(株)	(茨城県守谷市)
	常磐共同印刷(株)	(茨城県北茨城市)
	KYODO PRINTING (VIETNAM) CO. LTD.	(ベトナム社会主義共和国ドンナイ省)

(注) 当社の主要な営業所および工場等には、当社の主要な子会社が含まれています。

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

セグメント区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
情報コミュニケーション	987	△32
情報セキュリティ	714	46
生活・産業資材	426	48
その他	260	△2
全社(共通)	400	△6
合計	2,787	54

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1,941	37	42.4	17.8

- (注) 1. 従業員数は就業人員（企業集団外からの出向者を含み、企業集団外への出向者は含まず）であり、臨時従業員（派遣社員、パートタイマー等）は含まれていません。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は管理部門および研究開発部門に所属しているものがあります。

(9) 主要な借入先

借入先	借入残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	260
三井住友信託銀行株式会社	120

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 360,800,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 90,200,000株 |
| (3) 株主数 | 4,736名 |
| (4) 大株主の状況（上位10名） | |

株主名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	持株比率(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	13,074	14.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・D I C株式会社口)	8,541	9.73
東京インキ株式会社	5,830	6.64
株式会社みずほ銀行	2,831	3.22
東洋インキS Cホールディングス株式会社	2,169	2.47
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,104	2.40
朝日生命保険相互会社	2,000	2.28
共同印刷従業員持株会	1,803	2.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,694	1.93
三井住友信託銀行株式会社	1,482	1.69

- (注) 1. 当社は自己株式を2,373,614株保有していますが、上記大株主の状況からは除外しています。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。
3. 当社への出資状況の持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 13,074千株
4. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社退職給付信託口の持株数8,541千株は、D I C株式会社から同信託銀行へ退職給付信託として信託設定された信託財産です。信託約款上、当該株式の議決権はD I C株式会社が留保しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成26年11月26日開催の当社取締役会決議に基づき発行した2019年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の概要は以下のとおりです。

発行日	平成26年12月12日
新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、その数は行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えにする金銭の払込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の額面金額と同額とする。転換価額は、当初、437円とする。但し、転換価額は本新株予約権付社債の要項に従い、調整されることがある。
新株予約権の行使期間	平成26年12月24日から平成31年11月28日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）までとする。
新株予約権の行使条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(平成29年3月31日現在)

役名	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	稲木 歳明	
代表取締役社長	藤森 康彰	技術開発本部、監査室担当
取締役 常務執行役員	大澤 春雄	情報コミュニケーション事業本部長
取締役 常務執行役員	清水 市司	L & I 事業本部長 KYODO PRINTING (VIETNAM) CO. LTD. 会長
取締役 常務執行役員	井戸 一喜	C S R 本部長兼秘書室担当 (労務政策審議会委員長、経営協議会委員長) 共同総業㈱代表取締役
取締役 常務執行役員	大久保隆司	情報セキュリティ事業本部長
取締役 常務執行役員	渡邊 秀典	経営企画本部長兼生産統括本部担当
取締役	高岡 美佳	立教大学経営学部教授 ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社社外監査役 株式会社T S Iホールディングス社外取締役 株式会社モスフードサービス社外取締役
取締役	内藤 常男	
常勤監査役	小笠原 誠	
常勤監査役	宮城 忠雄	
監査役	公文 敬	大成温調株式会社社外取締役
監査役	徳岡 卓樹	弁護士

- (注) 1. 取締役のうち、高岡美佳および内藤常男の両氏は社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、公文敬および徳岡卓樹の両氏は社外監査役であります。
 3. 当社は社外取締役および社外監査役の全員を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出しています。

(ご参考)

当社は執行役員制度を導入しています。執行役員のうち取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

(平成29年3月31日現在)

役名	氏名	担当および重要な兼職の状況
上席執行役員	今村 敏夫	全社IT統括兼トータルソリューションオフィス担当
上席執行役員	里村 憲治	包装事業部長 共同NPIパッケージ㈱代表取締役 共印商貿(上海)有限公司董事長
上席執行役員	汲井 隆	情報コミュニケーション製造事業部長 小石川プロセス㈱代表取締役
上席執行役員	松崎 広孝	出版情報事業部長 デジタルカタパルト㈱代表取締役
上席執行役員	英 紀一	交通媒体事業部長
上席執行役員	石井 啓太	ビジネスメディア事業部長
上席執行役員	前川 俊夫	プロモーションメディア事業部長
執行役員	富井 徹也	経営企画本部副本部長
執行役員	高橋 孝治	生産統括本部長
執行役員	仲田 宏治	技術開発本部長
執行役員	富岡 忠司	L&I事業部長
執行役員	秋元 秀夫	人事部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款に取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役との責任限定契約に関する規定を設けています。当該定款の規定に基づき、当社が社外取締役および社外監査役全員との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

（社外取締役および社外監査役の責任限定契約）

社外取締役および社外監査役は本契約締結後、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度としてその責任を負担する。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額	摘 要
取締役	15名	281百万円	(うち社外取締役2名 12百万円)
監査役	4名	44百万円	(うち社外監査役2名 13百万円)
合計	19名	325百万円	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 取締役の報酬等の額には当事業年度における役員賞与引当金の繰入額60百万円が含まれています。
3. 取締役の報酬等の額には平成28年6月29日開催の第136期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役6名の在任中の報酬等の額が含まれています。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職状況
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況
取締役 高岡美佳氏は、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社の社外監査役および株式会社T S Iホールディングスの社外取締役、ならびに株式会社モスフードサービスの社外取締役を兼務しております。なお、当社は、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社および株式会社T S Iホールディングスならびに株式会社モスフードサービスとの間に特別の関係はありません。
監査役 公文敬氏は、大成温調株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社は大成温調株式会社との間に特別の関係はありません。
- ③ 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況
取締役 高岡美佳氏は当事業年度開催の取締役会18回のうち17回出席し、また、取締役 内藤常男氏は就任後開催の取締役会14回のうち14回出席し、幅広い視点から経営全般に対する質問、助言を行うとともに、取締役会の意思決定に参画しております。
監査役 公文敬氏は当事業年度開催の取締役会18回のうち17回出席、監査役会14回のうち13回出席し、また、監査役 徳岡卓樹氏は当事業年度開催の取締役会18回のうち18回出席、監査役会14回のうち14回出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。
なお、上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
- ⑤ 親会社または当該親会社の子会社の役員を兼務している場合の親会社または子会社からの役員報酬等の総額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 38百万円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社である共印商貿（上海）有限公司およびKYODO PRINTING (VIETNAM) CO. LTD. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は仰星監査法人に対して、社債発行に係るコンフォートレター作成業務等についての対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は平成18年5月2日開催の取締役会において内部統制基本方針を決議しており、その内容は以下のとおりであります。（最終改定 平成28年6月29日）

内部統制基本方針

当企業グループは「印刷事業を核に、生活・文化・情報産業として社会に貢献する」を経営理念として掲げている。経営理念の実現と企業グループの持続的発展に向けて、業務の適正および有効性を確保するために内部統制システムを一層充実させて、公正で信頼される企業グループを目指す。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当企業グループは企業行動憲章、倫理綱領を定め、すべての取締役が自己規律をもって、これらを遵守する。取締役の職務執行の適正については、監査役会の定める監査の方針に従い、各監査役の監査対象とするほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役会および取締役会に報告し、その是正を図るものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当企業グループは取締役会議事録、重要決裁文書その他取締役の職務の執行に係る文書の保存を定款、文書保存管理規程の定めるところに従い、適切に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理については、取締役の監督のもと各部門が権限の範囲内で日常的なリスク管理を行う。「内部統制委員会」「品質保証委員会」「製品安全委員会」「情報セキュリティ委員会」などが連携をとり、潜在リスクの洗い出しと課題解決を推進し、リスク発生の抑制に努める。不測の事態が発生した場合は、「危機管理委員会」を開催し、担当執行役員が委員長となって、関連部門と連携して問題解決を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、毎月一回の定例取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会で重要事項の決定および業務執行状況の監督を行う。さらに、取締役会の監督機能の維持、向上と業務執行の責任と権限を明確にするため執行役員制度を導入し、常務執行役員以上で構成される経営執行会議を週一回開催し、取締役会付議事項の立案と取締役会の決定した基本方針に基づく業務執行のため、機動的な審議を行う。取締役会の決定した業務執行については、職務権限規程、組織分掌規程により、適正かつ効率的に行われるよう体制の整備に努める。

5. 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
従業員が法令・規程などの遵守は、各部門が権限の範囲内で日常的な管理を行うとともに、「企業倫理委員会」を設置し、企業倫理の浸透を図る。
また、担当執行役員を委員長とする「内部統制委員会」のもとで内部統制システムを構築し運用する。
企業行動憲章、倫理綱領に違反する行為を発見した場合の社内通報システムとして「倫理相談室」を設置して、その窓口とする。
内部監査については、業務執行機関と分離・独立した監査室により、計画的に内部監査を行い法令遵守や業務適正の点検・改善を行う。
6. 当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
コンプライアンス体制と内部統制システムの構築・運用については、その範囲を当企業グループ全体とし、担当執行役員の指導のもと業務の適正を確保し、効率化を推進する。
また、監査役、監査室はそれぞれの立場で関係会社を監査し、改善策の策定を求めることとする。
7. 監査役職務を補助すべき従業員と、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、および当該従業員に対する監査役指示の実効性の確保に関する事項
監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合は、当該職務にあたる従業員を置くこととする。その人事については監査役会の同意を得る。
また、当該従業員は専任とし、監査役の指示に基づき職務を遂行する。
8. 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制、監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制、およびその他監査役への報告に関する体制
当企業グループの取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、法令および規程に従い、監査役会に報告する。その場合、内部通報規程の定めにより報告者が不利な取扱いを受けることはない。
また、監査役は監査室が行った監査の報告を受け、指導・助言を行う。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役会は、監査役がその職務を遂行するうえで必要と認める費用について、予算を計上できるものとする。さらに、緊急または臨時に支出した費用についても、会社に請求できるものとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会出席や稟議書など重要書類の閲覧を通じて、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握し、必要に応じて取締役、従業員など関係者にその説明を求めることとする。
11. 反社会的勢力を排除するための体制
当企業グループは企業行動憲章に基づき、健全な社会秩序の維持を重視し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たない。そのために、弁護士、警察当局等の外部専門機関との緊密な連携を強化し、倫理綱領を通して反社会的勢力排除の徹底を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制基本方針」に基づき、企業グループの業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における主な運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合し、効率的に行われることを確保するための体制に関する運用状況
当企業グループは企業行動憲章、倫理綱領を定め、すべての取締役が自己規律をもって、これらを遵守しています。当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役9名で構成され、監査役4名も出席する毎月1回の定例取締役会および必要に応じて開催する臨時取締役会で重要事項の決定および業務執行状況の監督を行いました。取締役会の決定した業務執行については、職務権限規程、組織分掌規程により、適正かつ効率的に行われるよう体制の整備に努めています。また、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理については「文書保存管理規程」の定めるところに従い、適正に保存し管理しています。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する運用状況
当社は「内部統制委員会」「品質保証委員会」「製品安全委員会」「情報セキュリティ委員会」などが連携をとり、潜在リスクの洗い出しと課題解決を推進しリスク発生の抑制に努めました。特に情報セキュリティ対策については、企業グループとして個人情報を含めた会社内の機密情報の漏えい防止体制の構築に向けた社員教育、監査を実施したほか、文書やデータの管理、廃棄方法のさらなる厳格化を図りました。
- ③ 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制に関する運用状況
当社は、「企業倫理委員会」を定期的に開催し、法令・社内規程等の遵守状況を点検した上で、コンプライアンスに関する施策などを立案・審議し、教育、周知、啓蒙活動を推進しています。また、法令違反や企業倫理綱領に反する行為の早期発見と是正のための相談窓口を設置しています。

内部監査については、業務執行機関と分離・独立した監査室が代表取締役社長の承認を受けた年間監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門およびグループ会社を対象とする監査を実施し、その結果および指摘事項に対する改善状況を代表取締役社長および監査役に報告しました。

④ 当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制に関する運用状況

グループ会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会等において審議し、また、監査役、監査室はそれぞれの立場で関係会社を監査することでグループ会社の適正な業務運営および当社による実効性のある管理の実現に努めました。

⑤ 監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制に関する運用状況

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、毎月1回の定例監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役、また従業員との定期連絡会にて対話を行い、監査室・会計監査人と連携し、取締役および従業員の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役および従業員の職務の執行状況を監査するとともに、企業倫理委員会や内部統制委員会等の報告を受け、必要な場合は意見を述べています。

7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等

当社は、平成19年4月25日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定いたしました。さらに同取締役会にて当社株式の大量買付行為への対応策の内容を決定し、平成19年6月28日開催の第127期定時株主総会において承認を得て導入し、直近では平成28年6月29日開催の第136期定時株主総会において継続の承認を得て更新しております。当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の概要は以下のとおりであります。

なお、詳細につきましては当社ウェブサイト（<http://www.kyodoprinting.co.jp/>）のIR情報-コーポレートガバナンス-買収防衛策の項に掲示しております。

(1) 基本方針の内容の概要

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しています。こうした大量買付の中には、対象会社の企業価値および株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、さまざまな企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。従いまして、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社の企業価値の源泉は、長い歴史の中で築き上げてきたお客さまとの信頼関係、お客さまのニーズを形にするための高いノウハウと技術を持つ従業員、そして株主・取引先や地域社会等の皆様からの継続的なご支援です。当グループは、経営理念「印刷事業を核に、生活・文化・情報産業として社会に貢献する」の実現に向けてグループ経営ビジョンを制定しています。その中で「印刷関連市場で培った企業力を活かし、あらゆる関係者から評価され信頼されるとともに、従業員にとって働く魅力にあふれた躍動的な企業グループ」を目指すべき企業像として掲げ、過去にとらわれない柔軟で合理的な思考と変革の視点を持ち、目標に向かって邁進していく決意を表明しております。営業・製造・技術・管理などあらゆる部門で働く従業員一人ひとりが「お客さま第一」の視点に立ち、企画提案力と独自技術、徹底した品質管理に支えられた付加価値の高い製品・サービスを幅広い業界のお客さまに提供し続けることで、顧客満足度を向上させるとともに、市場での評価を高め、目指すべき企業像の実現に取り組んでまいります。

(3) 当社株式の大量買付行為への対応策（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）の概要

本プランは、買付者または買付提案者が当社株式の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けまたはその提案（以下「買付け等」といいます。）を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従った場合であっても当該買付け等が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる買付け等に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものであります。

なお、本プランの有効期間は、平成28年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会の終結の時までとします。

本プランの対象となる買付け等は、(i)当社の株券等の保有者が保有する当社株券等に係る株券等保有割合の合計、(ii)当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為を行う者が所有しまたは所有することとなる当社の株券等およびその者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが、20%以上となる者による当社株券等の買付けその他の有償の譲受けもしくはこれらに類似する行為またはその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を行いまは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、(i)大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、(ii)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(4) 上記(2)、(3)の取組みが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

- イ. 経済産業省・法務省、東京証券取引所の買収防衛策に関する指針や基準を完全に充足しています。
- ロ. 株主の皆様判断のための情報や時間を確保するためのものであり、企業価値および株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されたものです。
- ハ. 定時株主総会での承認を経ており、株主意思を重視するものとなっています。
- ニ. 対抗措置の発動は、当社と特別な利害関係のない社外役員や有識者に該当する委員3名以上により構成される独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重した上で取締役会が決定するので、当社取締役会の恣意的判断を排除できます。
- ホ. 対抗措置の発動に関し、合理的な客観的要件を予め定めています。
- ヘ. 独立委員会は独立した地位にある第三者の助言を得ることができ、判断の公正性、合理性をより強く担保できます。
- ト. 本プランは取締役会の決議によりいつでも廃止することが可能であり、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、スローハンド型買収防衛策でもありません。

以上の理由で当社取締役会は上記(2)、(3)の取組みが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断いたします。

連結貸借対照表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	50,114	流動負債	28,245
現金及び預金	16,744	支払手形及び買掛金	17,756
受取手形及び売掛金	25,144	短期借入金	10
有価証券	1,000	1年内返済予定の長期借入金	648
商品及び製品	2,846	リース債務	410
仕掛品	2,450	未払法人税等	473
原材料及び貯蔵品	861	賞与引当金	1,165
繰延税金資産	620	役員賞与引当金	60
その他	507	その他	7,721
貸倒引当金	△60	固定負債	23,155
固定資産	64,466	社債	8,000
有形固定資産	41,220	新株予約権付社債	5,000
建物及び構築物	13,074	長期借入金	44
機械装置及び運搬具	9,380	リース債務	1,065
工具、器具及び備品	1,065	繰延税金負債	3,180
土地	15,477	環境対策引当金	17
リース資産	1,344	厚生年金基金解散損失引当金	29
建設仮勘定	879	退職給付に係る負債	5,564
無形固定資産	1,465	資産除去債務	51
ソフトウェア	1,104	その他	201
のれん	251	負債合計	51,400
その他	109	(純資産の部)	
投資その他の資産	21,780	株主資本	53,064
投資有価証券	20,648	資本金	4,510
繰延税金資産	169	資本剰余金	1,742
その他	1,010	利益剰余金	47,360
貸倒引当金	△47	自己株式	△548
資産合計	114,581	その他の包括利益累計額	10,059
		その他有価証券評価差額金	9,991
		為替換算調整勘定	85
		退職給付に係る調整累計額	△17
		非支配株主持分	55
		純資産合計	63,180
		負債・純資産合計	114,581

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	94,553		
売上	77,019		
販売費	17,533		
営業	14,186		
営業	3,347		
受取利息	291		
物品備償	265		
配当	136		
売却貸当	196		
その他	230		1,121
営業			
支持社支	95		
分法に	70		
債払	61		
支	87		
そ	57		372
経常			
特別			
固定資産	5		
投資環境	32		
対策	41		80
特別			
固定資産	41		
投資	209		
投資	7		
減	6		
そ	148		
の	4		418
税金等調整			
法人税、住民税			
及び事業	996		3,757
税額	156		1,153
当期純利益			2,604
非支配株主に			
帰属する当期純			14
利益			2,589

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,510	1,742	45,473	△547	51,178
当期変動額					
剰余金の配当			△702		△702
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,589		2,589
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	1,886	△0	1,885
当期末残高	4,510	1,742	47,360	△548	53,064

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	7,091	143	△154	7,080	9	58,269
当期変動額						
剰余金の配当						△702
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,589
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,899	△57	136	2,978	46	3,024
当期変動額合計	2,899	△57	136	2,978	46	4,910
当期末残高	9,991	85	△17	10,059	55	63,180

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	47,030	流 動 負 債	31,169
現金及び預	15,075	支電 子 払 手 形 務 金	1,169
受 取 手 金 形 金	5,573	買 掛 記 録 債 務 金	5,838
有 価 証 券 金	18,259	1年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	9,907
商 品 及 び 製 品	1,000	未 払 一 切 費	600
仕 掛 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,725	未 払 法 費 人 預 当 金	351
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,400	未 払 M S 引 当 金	3,603
前 払 費 用	755	C 賞 員 賞 引 支 払 手 債 務	1,685
未 収 入 金	176	役 務 外 電 子 記 録 債 務	365
短 期 貸 付 金	404	そ の 他 の 債 務	4,998
繰 延 税 金 資 産	209	社 債 債 務	899
そ の 他 の 債 務	458	株 子 約 権 付 社 債	60
貸 倒 引 当 金	53	新 一 延 職 給 付 引 当 金	423
固 定 資 産	△61	繰 延 環 資 産	641
有 形 固 定 資 産	60,914	株 子 約 権 付 社 債	625
建 構 物	35,534	株 子 約 権 付 社 債	22,373
機 械 及 び 装 置	10,694	株 子 約 権 付 社 債	8,000
車 両 運 搬 具	307	株 子 約 権 付 社 債	5,000
工 具 、 器 具 及 び 備 品	8,167	株 子 約 権 付 社 債	995
土 地	26	株 子 約 権 付 社 債	3,036
建 設 仮 勘 定	911	株 子 約 権 付 社 債	5,200
無 形 固 定 資 産	13,322	株 子 約 権 付 社 債	17
借 地 加 入 権	1,225	株 子 約 権 付 社 債	43
電 話 設 利 用 権	879	株 子 約 権 付 社 債	79
施 設 利 用 権	979	株 子 約 権 付 社 債	
ソ フ ト ウ エ ア	50	株 子 約 権 付 社 債	
投 資 其 他 の 資 産	33	株 子 約 権 付 社 債	
投 資 有 価 証 券	8	株 子 約 権 付 社 債	
投 資 有 価 証 券	886	株 子 約 権 付 社 債	
長 期 貸 付 金	24,400	株 子 約 権 付 社 債	
事 業 保 険 積 立 金	20,055	株 子 約 権 付 社 債	
破 産 生 債 権	3,213	株 子 約 権 付 社 債	
そ の 他 の 債 務	469	株 子 約 権 付 社 債	
貸 倒 引 当 金	512	株 子 約 権 付 社 債	
	48	株 子 約 権 付 社 債	
	149	株 子 約 権 付 社 債	
	△48	株 子 約 権 付 社 債	
資 産 合 計	107,945	純 資 産 合 計	54,402
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	107,945

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	88,073
売上原価	72,139
売上総利益	15,933
販売費及び一般管理費	13,342
営業利益	2,591
営業外収入	479
受取利息及び配当	195
設備の売却	641
保険の配当	196
その他	239
営業外費用	1,752
支払利息	109
設備の賃借料	55
社債の発行費	61
支払の補償	41
その他	40
経常利益	309
特別利益	4,034
固定資産売却益	2
投資有価証券売却益	28
環境対策引当金の戻入	41
その他	13
特別損失	85
固定資産売却損	41
固定資産除却損	193
投資有価証券評価損	7
減損	148
その他	3
税引前当期純利益	393
法人税、住民税及び事業税	778
法人税等調整額	137
当期純利益	916
	2,809

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金 合計
				特別償却 準備金	新事業開拓 事業者投資 損失準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	4,510	1,742	1,742	1,127	1	—	2,751	30,128	2,526	36,535
当期変動額										
特別償却準備金の積立					0				△0	—
特別償却準備金の取崩					△0				0	—
新事業開拓事業者 投資損失準備金の積立						6			△6	—
固定資産圧縮積立金の積立							12		△12	—
固定資産圧縮積立金の取崩							△16		16	—
別途積立金の積立								1,400	△1,400	—
剰余金の配当									△702	△702
当期純利益									2,809	2,809
自己株式の取得										
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	0	6	△3	1,400	704	2,107
当期末残高	4,510	1,742	1,742	1,127	1	6	2,747	31,528	3,231	38,642

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△524	42,263	7,066	7,066	49,329
当期変動額					
特別償却準備金の積立		—			—
特別償却準備金の取崩		—			—
新事業開拓事業者 投資損失準備金の積立		—			—
固定資産圧縮積立金の積立		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
別途積立金の積立		—			—
剰余金の配当		△702			△702
当期純利益		2,809			2,809
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			2,966	2,966	2,966
当期変動額合計	△0	2,106	2,966	2,966	5,072
当期末残高	△525	44,369	10,033	10,033	54,402

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

共同印刷株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 中川 隆之 ⑩
業務執行社員

代表社員 公認会計士 神山 俊一 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、共同印刷株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、共同印刷株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載のとおり、会社及び国内連結子会社は、従来、有形固定資産の減価償却方法について、主として定率法を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

共同印刷株式会社
取締役会御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 中川 隆之 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 神山 俊一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、共同印刷株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第137期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載のとおり、会社は、従来、有形固定資産の減価償却方法について、主として定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第137期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び仰星監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月10日

共同印刷株式会社 監 査 役 会

監査役（常勤） 小笠原 誠 印

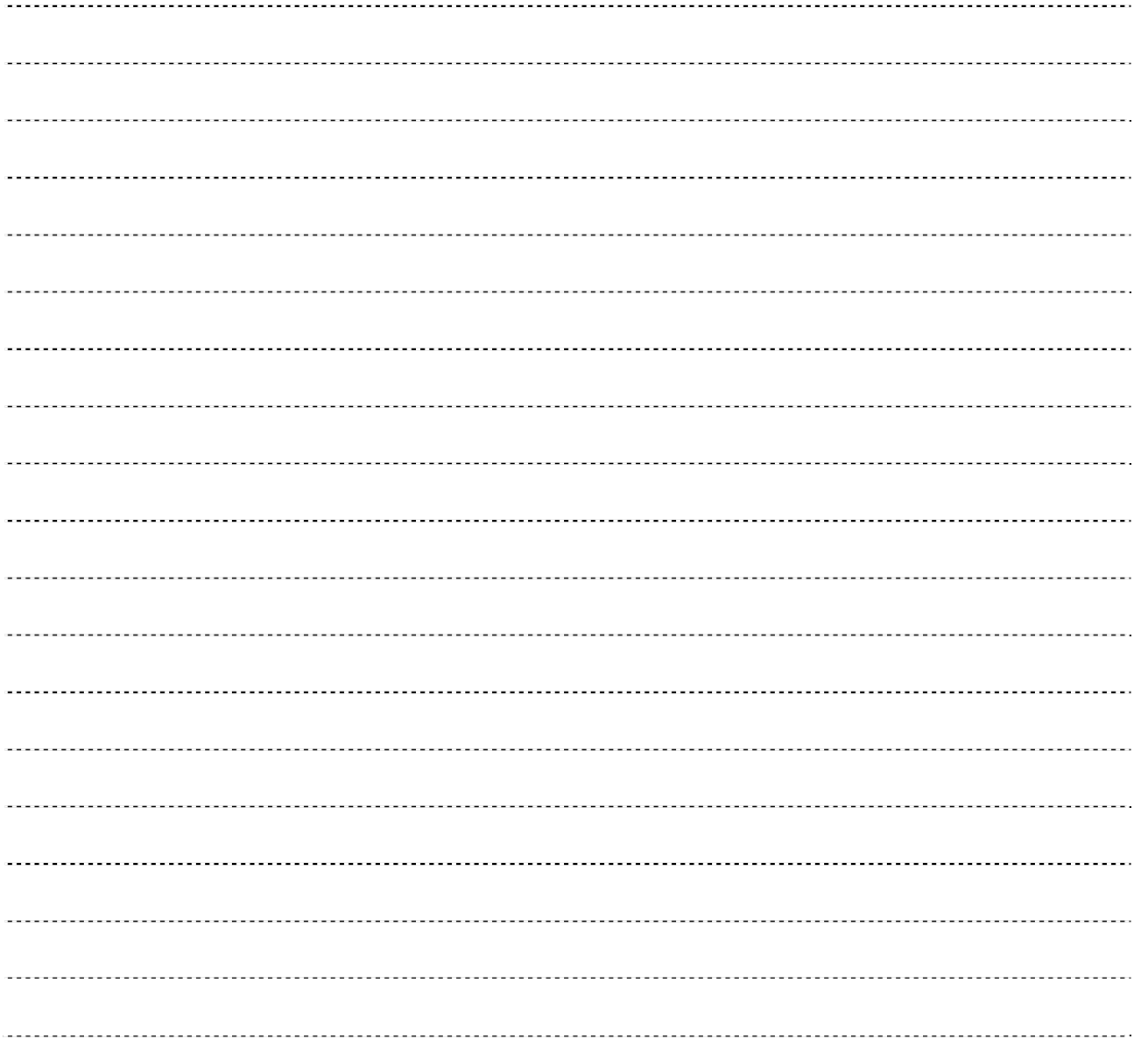
監査役（常勤） 宮 城 忠 雄 印

監 査 役 公 文 敬 印

監 査 役 徳 岡 卓 樹 印

(注) 監査役公文敬および監査役徳岡卓樹は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上



株主総会会場ご案内図

- 会 場 東京都文京区小石川四丁目14番12号
共同印刷株式会社本社 本館1階ホール
 電話 (03) 3817 - 2111 (代)
- 電車 ● 東京メトロ丸ノ内線「茗荷谷駅」より徒歩約12分
 ● 都営三田線「白山駅」より徒歩約12分
 ● 東京メトロ丸ノ内線・南北線「後樂園駅」より徒歩約15分
 ※最寄り出口：丸ノ内線「4b」番口、南北線「8」番口
 ● 都営三田線・大江戸線「春日駅」より徒歩約15分
 ※最寄り出口：三田線「A5」または「A6」番口、大江戸線「6」番口
- バス ● JR「大塚駅」南口より[上60] 上野公園行バスにて約10分「白山2丁目（共同印刷前）」下車
 ● JR「大塚駅」南口より[都02] 錦糸町駅前行バスにて約10分「小石川4丁目」下車
 ● 東京メトロ丸ノ内線「茗荷谷駅」より文京区コミュニティバスBーぐる〔目白台・小日向ルート〕にて約7分「共同印刷」下車

